

お客様各位

2016年12月7日
株式会社ファースト
営業本部

外国為替令及び輸出貿易管理令に対する政省令等改正への弊社対応について

平成28年11月7日、経産省より輸出貿易管理令の一部を改正する政令が公布されました。輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表については平成29年1月7日施行となっております。

改正日以降は最新の政令にて判定した資料を提出させていただきます。なお、改正日前後は、資料の提出に通常よりもお時間を頂く場合がございますので、予めご了承下さい。

法令に関する情報は、経済産業省のホームページにてご確認ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

弊社お問い合わせ先

株式会社ファースト 営業本部

E-Mail:sales@fast-corp.co.jp TEL:046-272-8682